

米穀等取扱事業の届出の概要

1. 特定規模届出事業者の届出

(食糧法第9条に基づく届出)

このたび、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号、以下「食糧法」)の一部が改正され、米の流通実態把握の強化のため、**特定規模以上の米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)を行おうとする者は、新たに届出(食糧法第9条)が必要**となります。

対象事業者

米穀等取扱事業(出荷又は販売の事業、加工等事業)を行おうとする者

出荷又は販売の事業:生産、集荷、卸売、
小売の事業
加工等事業:加工、中食・外食の事業

規模要件

年間300玄米トン以上

- ・ 精米については、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算し、加算。(※)



2. 一般届出事業者の届出

(食糧法第47条に基づく届出)

これまでの米穀の出荷又は販売の事業の届出(食糧法第47条)についても、届出事項が追加となるため、**改めて届出が必要**となります。(1. 特定規模届出事業者の届出をした者を除く。)

対象事業者

出荷又は販売事業を行おうとする者

規模要件

**年間20精米トン(22玄米トン)以上
300玄米トン未満**

- ・ 精米については、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算し、加算。(※)
- ・ 生産者について、自ら生産した米穀を届出事業者へ販売・販売委託した数量は含めない。
- ・ 営んでいる加工又は中食・外食事業が300玄米トン未満であっても、出荷又は販売事業(20精米トン以上300玄米トン未満)を行っている事業者は、一般届出事業者としての届出が必要となりますので、ご注意ください。



届出期間

令和8年**10月1日(木)** ~ 令和9年**4月1日(木)**

届出事項

出荷、販売又は買入の数量、生産又は仕入先の割合及び販売先又は使用の割合、事業の用に供する施設の内容(とう精施設、定温倉庫) 等

届出方法

原則、電子申請(詳しくは次ページ以降、参照)



※ 規模要件の算定で、精米の取扱いは原則、「 $\text{精米} \div 0.91 = \text{玄米}$ 」により玄米に換算しますが、この方法で算出した場合に実態と乖離する場合には、事業者ごとの精米歩合により玄米重量へ換算してください。

※ その他、届出における例外事項等(フランチャイズチェーン本部は、チェーン加盟店分をまとめて届出できる 等)の詳細については、農林水産省ウェブサイト「米穀等取扱事業の届出について」をご覧ください。(https://www.maff.go.jp/j/nousan/kokumotu/kome_todokede.html)

※ 特定規模届出事業者は、定期報告により、在庫量等を報告いただきます。

※ 届出事業者は、帳簿を備え、必要事項を記載するとともに、3年間保存していただく必要があります。

※ 改正食糧法では、米穀等取扱事業を行う全ての方を対象に、食糧法の遵守などをその責務として規定しています。届出や定期報告、帳簿の備付けを履行いただけない場合は、罰則が科せられることがあります。